平成２５年（フ）第６６３号
栃木県宇都宮市駒生町1090番地12、前住所栃木県宇都宮市泉が丘３丁目５番６号　コーポラス泉ヶ丘201
債務者　中島　和宏
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津1036番地１
債務者　髙山　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６９号
栃木県宇都宮市宮原５丁目３番16号　アパートメント大関203
債務者　関　　慶子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
長野県佐久市岩村田945番地６
債務者　平林　康博
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９０号
長野県佐久市中込２丁目６番地30
債務者　加藤　文枝
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１４６２号
東京都杉並区下高井戸２丁目29―15
破産者　河鰭　正巳
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４６３号
東京都杉並区下高井戸２丁目29―15
破産者　河鰭　洋一
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４７４号
東京都練馬区高松５丁目19―31　ドミールK・A202
破産者　鶴田　香織
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５１０号
東京都西東京市保谷町６丁目21―１―102
破産者　吉川　浩二
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５１２号
神奈川県横浜市西区東ケ丘23―21
破産者　石川　　至
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５５０号
東京都江戸川区中葛西１丁目33―１―404
破産者　伊藤　泰代
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５６９号
東京都練馬区西大泉５丁目１―27
破産者　鮫島　　章
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５８５号
東京都八王子市中野上町１丁目９―６
破産者　荒井　利幸
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５９４号
東京都足立区扇１丁目22―20―202
破産者　鷲尾　美香（旧姓小林）
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６０４号
東京都東大和市湖畔３丁目998―40
破産者　山崎　陽一
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４０号
東京都東村山市諏訪町１丁目３―４　第２山武ビル301
破産者　北川　　悠
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７１号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―506
破産者　土田　健介
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７７号
埼玉県越谷市大字大房1179―６
破産者　水落　　正
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９６号
東京都町田市成瀬３丁目12―４　しあわせ野44―104
破産者　力久　　理
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部